

## 最低制限価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

### 1. 対象工事について

平成21年8月1日以降に公告又は指名通知を行う設計金額が1億円未満のすべての工事を対象とする。

### 2. 算定方法について

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

#### (1)制限割合の算定

##### ●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05}{\text{設計額}}$$

(注1)制限割合は小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

(注2)共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

##### ●制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注3)制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

#### (2)最低制限価格の算定

##### ●最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$